

家事援助限定型訪問サービス事業者のみなさまへ

介護予防・生活支援員養成研修修了者を雇用しませんか

西宮市介護予防・生活支援員雇用促進給付金のご案内

予算がなくなり次第終了します。要件を満たされたら早めに申請を。

西宮市では、限られた介護の専門職の方にはより専門的な仕事に従事していただくため、要支援者等を対象とした家事援助のみを行うサービス「家事援助限定型訪問サービス」を実施しています。

制度の趣旨をご理解いただき、**介護予防・生活支援員を雇用**して家事援助限定型訪問サービスを提供された**事業者を対象**とした**給付金制度**があります。

これは、介護予防・生活支援員養成研修修了者を雇用された場合、ヘルパー資格を所持されている方に比べて、最初に**訪問事業責任者の方**が同行訪問される回数が増える場合等があるため、その**人件費などにご活用**いただくことを想定した**給付金**です。

本給付金制度をご活用いただき、介護業務の機能分化の促進にご協力いただきますようお願いします。

1. 対象となる事業者

ヘルパー資格を持たない**介護予防・生活支援員養成研修修了者**を**新たに雇用**し、雇用した日の翌日から起算して**9か月以内**に本市指定家事援助限定型訪問サービスに**30回以上**従事させた**事業者**

2. 給付金額 介護予防・生活支援員一人につき 5万円

3. 申請期間

対象となる介護予防・生活支援員が**30回目**の本市指定家事援助限定型訪問サービスに従事した日の翌日から起算して**6か月以内**に申請してください

4. 申請方法

次の①～④の必要書類を高齢介護課 企画チームに郵送、または窓口で提出してください。

- ① 西宮市介護予防・生活支援員雇用促進給付金支給**申請書兼請求書**（様式第1号）
- ② 対象者が一定の研修**修了者であることを証する書類**の写し（研修修了証の写し）
- ③ 対象者を**雇用した日を証する書類**の写し（雇用契約日が記載された書類の写し）
- ④ 雇用した日の翌日から起算して9か月以内に本市指定家事援助限定型訪問サービス業務に**30回以上従事したことを証する書類**（様式第2号）

※ ①と④の様式については市のホームページからダウンロードしてください

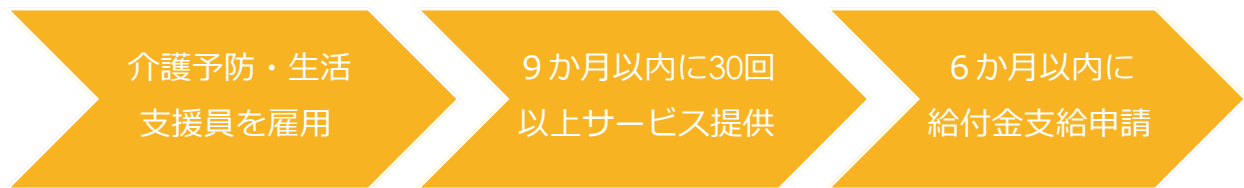
<問合せ・申請先> 西宮市役所 高齢介護課 企画チーム
(本庁舎1階)

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 電話：0798-35-3661

詳しくは市のホームページをご覧ください
(番号:69578477)



【給付金申請までのステップ】



Q1. ヘルパー資格を持たない介護予防・生活支援員養成研修修了者とは？

A 1. 西宮市長名で交付している介護予防・生活支援員養成研修の修了証の所持者等※1を指します。

介護福祉士や実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者といったヘルパー資格を所持している人は対象外です。

なお、ヘルパー資格の所持については、雇用した日で審査するため、雇用した日においてヘルパー資格を所持していなかった介護予防・生活支援員が、本給付金申請までの間にヘルパー資格を新たに所持した場合は、対象となります。

※1 「西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱に規定する養成研修修了者」又は「兵庫県介護予防・生活支援員認定要領に規定する兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者又はみなされた者」

Q2. 「新たに雇用」とは？

A 2. 令和6年4月1日以降の雇用を対象とします。

Q3. 「本市指定家事援助限定型訪問サービスに30回以上従事」とは？

A 3. 西宮市に住民票がある人を対象として、指定家事援助限定型訪問サービスを提供した回数をカウントしてください。（西宮市の被保険者であっても、住民票が他市にある人の場合は本市の指定家事援助限定型訪問サービスに該当しないため、カウントしません。）

また、事業者による研修等は除き、利用者へのサービス提供を行った回数のみをカウントしてください。

Q4. 令和6年10月1日に雇用した人の場合の申請期限は？

A 4. 令和6年10月1日に雇用された場合、まずは、その翌日（令和6年10月2日）から9か月以内となる「令和7年7月1日」までに、30回以上本市指定家事援助限定型訪問サービスを提供してください。

その30回目のサービス提供日の翌日から6か月以内（サービス提供日が令和7年5月1日だった場合、令和7年11月1日まで）に、給付金の支給申請を行ってください。

介護予防・生活支援員を雇用する機会¹の提供について

本市では介護予防・生活支援員養成研修を開催する際に、事前申し込み制で家事援助限定型訪問サービス事業者のみなさまに研修会場にお越しいただき、修了者のみなさまに対して、事業所のPRをしていただく機会を設けております。研修開催前に法人指導課にご登録いただいているアドレスに、ご案内を送付しますので、ぜひご参加ください。